

のりこえよう！大山町商工業者給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、のりこえよう！大山町商工業者給付金（以下「給付金」という。）を給付することについて、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けた町内商工業者の支援を目的とする。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民票のある個人又は町内に主たる事業所を有する個人若しくは法人若しくは団体
 - (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
 - (3) 一次産業、発電業、金融業、複合サービス事業等を営む者でない者
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年の事業収入が前年と比べ10%以上減少している者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象者としなない。
- (1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化教育することを目的とする団体又は個人
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接につながりのあると認められる法人、団体又は個人
 - (3) 法人又は、団体においては代表者及び構成員が、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であると認められる者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む法人、団体又は個人

(給付金額)

第4条 給付金の額は、別表1の第2欄に掲げる額とし、同表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表第3欄に掲げる額を上限とする。

2 給付対象者が受けられる給付金は1回限りとする。

(給付申請の時期等)

第5条 給付金の給付申請は、令和3年9月30日までに行わなければならない。

2 給付対象者は、給付金の給付を受けようとするときは、のりこえよう！大山町商工業者給付金給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和2年及び前年事業収入が確認できる確定申告書類の控え等
- (2) 納税確認同意書
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(給付金の給付の決定)

第6条 町長は、給付金の給付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、給付金を給付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の給付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて給付金の給付の決定をすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金を給付しないものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為によるもの
- (2) 当該給付制度の目的を逸脱する恐れがあるもの
- (3) その他町長が不適当と認めるもの

(給付決定の通知)

第7条 町長は、給付金の給付又は不給付の決定をしたときは、申請者に対し給付金の給付決定兼額の確定通

知書(様式第2号)を交付するものとする。

(給付金等の給付の請求)

第8条 給付事業者は、給付金の給付の請求をしようとするときは、規則第21条に規定する補助金等交付請求書に前条に定める給付決定兼額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(給付金の給付等)

第9条 町長は、前条に規定する請求があったときは、請求書及び添付書類の内容の審査を行い、適正と認められたときは速やかに給付し、かつ、その旨を申請者に通知するものとする。

(給付金の返還等)

第10条 町長は、給付金の給付を受けた事業者が、虚偽の申請等により不正に給付金を受けたときは、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

2 この要綱の実施については、大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例(平成25年大山町条例第31号)を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 区分	2 給付金額	3 給付上限額
令和2年事業収入の前年事業収入に対する減少率(以下「減少率」という。)が10%以上30%未満である事業者	平成31年1月から令和元年12月までの事業収入の額から令和2年の事業収入の額を除いた額(当該額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)	200,000円
減少率が30%以上50%未満である事業者		500,000円
減少率が50%以上である事業者		1,000,000円

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所及び所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
連絡先

印

のりこえよう！大山町商工業者給付金給付申請書

のりこえよう！大山町商工業者給付金給付要綱の規定により、給付金の給付を受けたいので以下のとおり申請します。

給付金申請額	円			
	ただし、事業収入減少額（ア－イ）が給付上限額より少ない場合は、事業収入減少額とする。			
	事業収入減少率		給付金上限額	
	10%以上30%未満減少		200,000円	
	30%以上50%未満減少		500,000円	
	50%以上減少		1,000,000円	
事業収入減少額及び減少率	事業収入減少額 ア－イ (千円未満切捨)	円	ア. 平成31年1月から令和元年12月の事業収入 (雑収入含む)	円
	事業収入減少率 (ア－イ)／ア×100	%	イ. 令和2年事業収入 (雑収入含む)	円
事業収入減少の原因				
添付書類	法人		個人事業主	
	<input type="checkbox"/> 平成31年1月から令和2年12月の売上が確認できる法人税確定申告書別表1及び法人事業概況説明書控え等		<input type="checkbox"/> 令和元年及び令和2年分所得税確定申告書第1表及び所得税青色申告書決算書控え（白色申告の場合は収支内訳書控え）	
	<input type="checkbox"/> 雑収入額が確認できる書類（雑収入内訳書、損益計算書等）		<input type="checkbox"/> 納税確認同意書	
	<input type="checkbox"/> （別紙）法人用算定表		<input type="checkbox"/> 納税確認同意書	

誓約事項 今後も事業を継続する意思があります。

様

大山町長

のりこえよう！大山町商工業者給付金給付決定兼額の確定通知書

年 月 日で申請のあった標記給付金については、のりこえよう！大山町商工業者給付金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり給付する（しない）ことに決定したので、同要綱第7条の規定により通知します。

記

(給付する場合)

- 1 給付金の給付の対象となる事業の内容については、年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 給付金の額は、次のとおりとする。

給付金の額 円

(給付しない場合)

- 1 不給付の理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。